

鳥取県告示第142号

昭和41年鳥取県告示第127号（河川法の規定による二級河川の指定について）の一部を次のとおり改正する。
なお、平成13年鳥取県告示第254号（河川法による河川予定地の指定について）は、廃止する。

平成21年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

第12号に次のように加える。

北条川放水路	北条川からの分派点	
--------	-----------	--